

第5章 許可・届出後の手続き

5.1. 許可証の交付・不許可の通知

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条

1～2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条

1～2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

(許可証の交付又は不許可の通知)

第三十三条 都道府県知事は、第三十条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

解説

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証（省令様式第6）を交付します。許可に当たり、条件を付することがありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。付される主な条件は次のとおりです。

- ・ 工事中の防災措置を講じること。
- ・ 現場打ち擁壁を設置する場合の工程ごとの報告（擁壁の床掘りを完了したとき、鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したとき）すること。
- ・ 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等（中間検査の対象を除く）の配置を完了し、土砂の埋め戻し直前となったときの報告すること。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

※工事の着手とは、土地の形質変更の場合は盛土又は切土の行為に着手することを指します。

第5章 許可・届出後の手続き

5.2. 公表

5.2.1. 許可情報の公表

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条

1～3 略

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条

1～3 略

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表の方法)

第六十四条 法第三十条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

解説

許可権者となる知事は、法第12条第1項、及び第30条第1項の許可をしたときは、速やかに次ぎの事項をについて公表するとともに、関係市町村に通知しなければならない旨定められています。宮城県では、インターネット上での公表としています。

● 公表事項

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 土地の所在地
- ③ 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事が施行される土地の位置図
- ④ 工事の許可年月日及び許可番号
- ⑤ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

第5章 許可・届出後の手続き

5.2.2. 届出情報の公表

【法】

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 1 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【規則】

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法)

第五十九条 法第二十七条第二項(法第二十八条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)

第六十条 法第二十七条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

解説

特定盛土等規制区域内の許可未満規模の盛土等の届出についても、許可と同じ項目について公表されます。

● 公表事項

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 土地の所在地
- ③ 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事が施行される土地の位置図
- ④ 工事の許可年月日及び許可番号
- ⑤ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

第5章 許可・届出後の手続き

5.3. 工事着手の届出

【県細則】

(着手届)

第八条 法第十二条第一項本文若しくは法第三十条第一項本文の許可を受けた工事主又は法第二十七条第一項本文の規定による届出をした工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに工事着手届（様式第九号）を知事に提出しなければならない。

解説

許可を受けた工事及び特定盛土等規制区域内の許可未満規模の届出をした工事については、工事に着手した場合、県細則第9号の様式により、工事着手届を提出する必要があります。

5.4. 工事の廃止・休止・再開の届出

【県細則】

(工事の廃止等の届出)

第九条 法第十二条第一項本文若しくは法第三十条第一項本文の許可を受けた工事主又は法第二十一条第一項若しくは第三項、法第二十七条第一項本文若しくは法第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出をした工事主は、当該工事を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、速やかに工事廃止等届出書（様式第十号）を知事に提出しなければならない。

解説

許可を受けた工事及び特定盛土等規制区域内の許可未満規模の届出をした工事のほか、規制区域指定時に工事中の工事として届出した工事について、当該工事を廃止・休止・再開する場合にあっては、県に届け出る必要があります。

1 廃止する場合

廃止は、原則として工事に着手していない場合又は、着手した場合には、許可又は特定盛土等規制区域内での許可対象未満の届出規模未満で土地の形質変更（宅地造成、特定盛土等）をする場合に限ります。

許可又は特定盛土等規制区域内の許可対象規模を超える規模に変更する場合には、後述する変更許可又は変更届の手続きをしてください。

2 休止する場合

工事を休止する場合には、工事を休止する旨の届出をしてください。

休止に伴い、工事の完了年月日が変更になる場合には軽微な変更の届出（土石の堆積の場合で、工事期間が当初の許可時よりも長くなる場合には変更許可）（後述）が必要となります。

なお、休止する旨の届出をした場合でも、3ヶ月に一度の定期の報告（後述）は法に基づき必要となります。

3 休止した工事を再開する場合

上記2で休止した工事を再開する場合には、再開した旨届出をしてください。

※廃止した工事を当該届出により再開することはできません。廃止の届出をした工事を再開する場合には、改めて許可を受ける必要があります。

第5章 許可・届出後の手続き

5.5. 工事の変更

5.5.1. 軽微な変更の届出

【法】

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の許可等)

第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

(軽微な変更)

第六十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第一項各号に掲げるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第二項各号に掲げるものとする。

【県細則】

(軽微な変更の届出)

第十四条 法第十六条第二項又は法第三十五条第二項の規定による軽微な変更の届出は、工事の変更届（様式第十五号）によるものとする。

解説

1 軽微な変更の届出

許可を受けた工事又は特定盛土等規制区域内で許可未満規模の届出をした工事について、工事の種別（土地の形質変更又は土石の堆積）により、次の変更をする場合には、県細則様式第15号により届出をしてください。

(1) 土地の形質変更（宅地造成、特定盛土等）の場合

- ① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ④ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

※軽微な変更に該当する場合には、後述する変更許可申請は不要です。

※設計者、工事施工者が変更する場合、設計者の資格を証する書類、建設業法の許可証等をお願いする場合があります。

(2) 土石の堆積

- ① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ④ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間が短くなるものに限る。）

土石の堆積で、変更後の工事予定期間が、当初の工事予定期間を超える場合には、軽微な変更の届出ではなく、変更許可申請が必要になります。

2 工事主の地位の承継について

(1) 一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したきは、軽微な変更として速やかに届出をしてください。

一般承継人に工事を承継する意思のないときは、工事廃止届（県細則第10号）を提出してください。

(2) 特定承継

盛土規制法では、特定承継については規定がなく、特定承継をした場合には、新規に許可を取得する必要があります。

第5章 許可・届出後の手続き

5.5.2. 変更許可

【法】

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 (略)

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

(変更の許可等)

第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 (略)

3 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。

【省令】

(変更の許可の申請)

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(変更の許可の申請)

第六十七条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第六十三条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第六十三条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

【県細則】

(変更許可申請書の添付書類)

第十三条 法第十六条第一項本文又は法第三十五条第一項本文の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可を受けようとする工事主は、規則第三十七条第一項又は規則第六十七条第一項に規定する書類のほか、変更に係る部分について変更前及び変更後を明示した図書(以下「新旧対照表」という。)を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第十六条第一項本文又は法第三十五条第一項本文の規定により土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可を受けようとする工事主は、規則第三十七条第二項又は規則第六十七条第二項に規定する書類のほか、新旧対照表を添付して、知事に提出しなければならない。

解説

許可を受けた工事の計画を変更する場合(軽微な変更該当しない場合)、変更後の工事に着手する前に、工事計画の変更の許可が必要です。

変更許可の審査については、許可と同様の基準で行うとともに、変更許可後の公表、市町村への通知も当初の許可と同様に行います。

変更許可の申請は、土地の形質変更（宅地造成、特定盛土等）と土石の堆積でそれぞれ次のとおり定められています。

（１）土地の形質変更（宅地造成、特定盛土等）

- ① 申請書（省令様式第7）
- ② 添付書類
 - ・ 新旧対照表
 - ・ 許可申請書で提出した書類のうち、内容が変更されるもの

（２）土石の堆積

- ① 申請書（省令様式第8）
- ② 添付書類
 - ・ 新旧対照表
 - ・ 許可申請書で提出した書類のうち、内容が変更されるもの

第5章 許可・届出後の手続き

5.5.2.1. 変更許可申請手数料

【手数料条例】 (手数料の徴収) 第二条 知事は、次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中 欄に掲げるときに、手数料を徴収する。 この場合において、当該手数料の額は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ定める額とする。	
納入義務者	百九十三 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可又は同法第三十五条第一項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可を申請する者
徴収の時期	申請するとき
手数料の額	次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 次に定める額を合算した額（その額が六十四万七千円を超える場合にあっては、六十四万七千円） イ 工事の設計図書の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ前項の1に規定する額に十分の一を乗じて得た額 ロ 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る工事の設計図書の変更については、新たに編入された盛土又は切土をする土地の面積に応じ前項の1に規定する額 ハ その他の変更については、一万円 2 土石の堆積に関する工事 次に定める額を合算した額（その額が十二万五千円を超える場合にあっては、十二万五千円） イ 工事の設計図書の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ前項の2に規定する額に十分の一を乗じて得た額 ロ 新たな土地の土石の堆積をする土地への編入に係る工事の設計図書の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ前項の2に規定する額 ハ その他の変更については、一万円
【手数料条例施行規則】 (手数料の減免) 第二条 知事は、別表の上欄に掲げる手数料の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当する場合には、手数料に同欄各号に定める割合を乗じて得た額（別表十の項に掲げる手数料の場合、その額が二千円を超えるときは、二千円）を免除するものとする。	
手数料の種類	手数料の種類
七 表百九十二の項から百九十四の項までに規定する手数料	1 申請に係る工事が都市計画法(昭和四十四年法律第百号)に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画事業によるものであるとき 十割 2 申請に係る工事が新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)に基づく事業によるものであるとき 十割 3 申請に係る工事が土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)に基づく事業によるものであるとき 十割 4 申請に係る工事が住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)に基づく事業によるものであるとき 十割 5 申請に係る工事が都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく事業によるものであるとき 十割 6 申請に係る工事が公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)に基づく事業によるものであるとき 十割 7 災害を受けた者が、自ら居住するため、必要な宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う場合において、災害の止んだ日から六月以内に申請するとき 知事が定める割合

解説

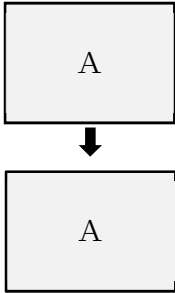
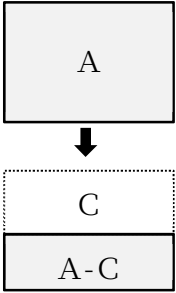
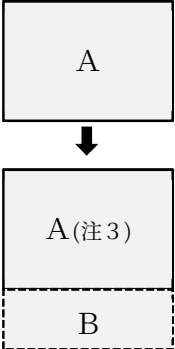
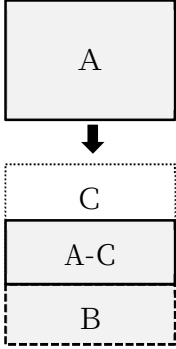
変更許可申請の手数料についても、手数料条例で定められています。

変更許可申請手数料は、「設計図書の変更」に係る変更許可手数料と「その他の変更」（一律1万円）の合計となります。

また、減免規定も設けられており、減免対象は、許可申請手数料と同様の事業等が対象です。

※3.1.7許可申請手数料の減免を参照

第5章 許可・届出後の手続き

面積の増減 <第1号> 変更項目	増・減なしの場合 A	減 の 場 合 A - C	増 の 場 合 A + B	増・減ありの場合 (A - C) + B
				
(1) 設計図書の変更	(注1) (Aの面積に 応じた手数料) 10	(注1) (A-C)の面積に 応じた手数料 10	(注1) (Aの面積に 応じた手数料) 10 + (Bの面積 に応じた 手数料) (注3) (Bの面積に 応じた手数料)	(注1) (A-Cの面積に (Bの面積 に応じた手数料) 10 + 数 料) 10 + 数 料)
(2) その他の変更	10,000円			
変更許可申請手数料	(注4) (1) + (2)			

[凡例] A：変更前の開発区域の面積

B：変更により増加する開発区域の面積

C：変更により縮小する開発区域の面積

(注1)：表中の()内は、面積に応じた許可申請手数料の額を表す。

(注3)：変更前の開発区域の設計変更がない（新たな土地の編入のみに起因する設計変更を含む。）場合

(注4)：土地の形質変更（宅地造成、特定盛土等）は647,000円、土石の堆積は125,000円を限度額とする。

○許可申請手数料

面積区分	土地の形質変更 (宅地造成、特定盛土 等)	土石の堆積
500 m ² 以内	16,000	12,000
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	27,000	14,000
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	37,000	16,000
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	54,000	19,000
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	67,000	27,000
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	88,000	30,000
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	148,000	39,000
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	225,000	52,000
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	351,000	69,000
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	499,000	103,000
100,000 m ² 超	647,000	125,000

第5章 許可・届出後の手続き

5.5.3. 定期の報告

5.5.3.1. 定期の報告を要する盛土等の規模

【法】

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(定期の報告)

第三十八条 第三十条第一項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

【政令】

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第三十三条 法第三十八条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十八条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

解説

法第12条第1項、法第30条第1項の許可を受け、その許可が一定規模以上の場合、当該工事が完了するまでの間、報告を行う必要があります。

土地の形質変更 (宅地造成、 特定盛土等)	①盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土とを同時にする場合で、高さが5mを超える崖を生ずるもの（①、②盛土又は切土を除く。） ④①又は③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しないもので、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの
土石の堆積	①高さが5mを超える土石の堆積で、かつ土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積で、土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの

※特定盛土等規制区域内では、許可対象規模と定期の報告の規模が同じです。宅地造成等工事規制区域では、許可事案のうち、一定規模以上のものが定期の報告の対象となりますが、特定盛土等規制区域では、許可事案の全てが定期の報告の対象となります。

5.5.3.2. 定期の報告の期間と報告事項

【省令】

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量

四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

(定期の報告)

第七十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第七十九条 法第三十八条第一項の主務省令で定める期間は、第四十九条に規定する期間とする。

(定期の報告の報告事項)

第八十条 法第三十八条第一項の主務省令で定める事項は、第五十条第一項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

2 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第二項各号に掲げる事項について行うものとする。

3 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第三項各号に掲げる事項について行うものとする。

【県細則】

(定期の報告)

第十八条 法第十九条第一項又は法第三十八条第一項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期の報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第十八号）により行うものとする。

2 法第十九条第一項又は法第三十八条第一項の規定による土石の堆積に関する工事の定期の報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第十九号）により行うものとする。

解説

1 定期の報告の期間

定期の報告の期間は省令で3か月と定められています。

工事の許可を受けた日から起算して3か月ごとに報告書を提出してください。

2 報告事項と報告方法

報告の事項は次のとおりです。

報告事項	
共通事項	①工事が施行される土地の所在地 ②工事の許可年月日及び許可番号 ③前回の報告年月日（2回目以降の報告に限る）
土地の形質変更 （宅地造成、 特定盛土等）	①報告の時点における盛土又は切土の高さ ②報告の時点における盛土又は切土の面積 ③報告の時点における盛土又は切土の土量 ④報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	①報告の時点における土石の堆積の高さ ②報告の時点における土石の堆積の面積 ③報告の時点における堆積されている土石の土量 ④前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

報告の方法は、県細則に定める報告様式に、工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して報告してください。

（報告様式）

- ・ 土地の形質変更（宅地造成、特定盛土等）：県細則様式第18号
- ・ 土石の堆積：県細則様式第19号

第5章 許可・届出後の手続き

5.5.4. 中間検査

5.5.4.1. 中間検査の対象

【法】

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

(中間検査)

第三十七条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

【政令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(特定工程等)

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

(中間検査を要する特定盛土等の規模等)

第三十二条 法第三十七条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

解説

中間検査は、工事完了後に確認困難となる工程について、検査を行うものです。

法第12条第1項、法第30条第1項の許可を受け、その許可が次の要件を満たす場合、中間検査が必要です。

- ・ 特定工程を含む場合
- ・ 一定規模以上の場合

1 特定工程

特定工程は、次の地盤面に排水施設を設置する工事の工程です。

- ①盛土をする前の地盤面
- ②切土をした後の地盤面

いずれも、地盤面から湧水がある場合などに、地盤の不安定化や擁壁等施設の損壊を防止するため、当該地盤面に排水施設を設置するものです。

2 中間検査を要する規模

中間検査を要する規模は、定期の報告を要する規模と同様です。

宅地造成等工事規制区域内では、中間検査の対象となる特定工程がある場合、下表の規模以上のものが対象となります。

特定盛土等規制区域内では、中間検査の対象となる特定工程がある場合、全ての許可事案が対象となります。

土地の形質変更 (宅地造成、 特定盛土等)	①盛土で、高さが2 mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが5 mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土とを同時にする場合で、高さが5 mを超える崖を生ずるもの（①、②盛土又は切土を除く。） ④①又は③に該当しない盛土で、高さが5 mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しないもので、盛土又は切土をする土地の面積が3,000 m ² を超えるもの
土石の堆積	①高さが5 mを超える土石の堆積で、かつ土石の堆積を行う土地の面積が1,500 m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積で、土石の堆積を行う土地の面積が3,000 m ² を超えるもの

第5章 許可・届出後の手続き

5.5.4.2. 中間検査の申請等

【法】

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

(中間検査)

第三十七条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

【政令】

(特定工程等)

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

【省令】

(中間検査の申請期間)

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

(中間検査の申請)

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

第四十七条 法第十八条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

【県細則】

(中間検査の手続)

第十七条 法第十八条第一項又は法第三十七条第一項の検査は、法第十二条第一項本文又は法第三十条第一項本文の許可に係る工事の区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに申請することができる。

解説

1 申請期間

中間検査は、特定工程に係る工事を終えた日から、4日以内に申請する必要があります。

2 申請書の提出、中間検査、合格証の交付

中間検査の申請は省令様式第13に、特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して申請してください。

中間検査が提出された後、日程調整を行い、中間検査を行います。

中間検査に合格後は、合格証（省令様式第14号）が交付されます。

※中間検査は原則現地立会によることを基本としていますが、現地立会が困難な場合には、必要な検査項目を満足することを前提に、書類又は写真の確認により行うことや、リアルタイムの映像データを用いた遠隔臨場により行うことも可能です。

3 特定工程後の工程

特定工程の後に行う排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事は、中間検査の合格証の交付を受けた後でなければすることができません。

4 工区ごとの申請

許可に係る工事の区域を工区に分けたときは、中間検査も当該工区ごとに申請することができます。

第5章 許可・届出後の手続き

5.5.4.3. 中間検査の申請手数料

【手数料条例】 (手数料の徴収) 第二条 知事は、次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げるときに、手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ定める額とする。	
納入義務者	百九十四 宅地造成及び特定盛土等規制法第十八条第一項又は第三十七条第一項の規定に基づく中間検査を申請する者（同法第十五条第一項の規定により同法第十二条第一項の許可があったものとみなされた者又は同法第三十四条第一項の規定により同法第三十条第一項の許可があったものとみなされた者を除く。）
徴収の時期	申請するとき
手数料の額	次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 五百平方メートル以内のもの 四千五百円 2 五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 五千五百円 3 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 六千円 4 二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの 六千五百円 5 三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 七千四百円 6 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 八千三百円 7 一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 一万七千円 8 二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの 一万八千円 9 四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの 二万千円 10 七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの 二万四千円 11 十万平方メートルを超えるもの 二万七千円
【手数料条例施行規則】 (手数料の減免) 第二条 知事は、別表の上欄に掲げる手数料の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当する場合には、手数料に同欄各号に定める割合を乗じて得た額(別表十の項に掲げる手数料の場合、その額が二千円を超えるときは、二千円)を免除するものとする。	
手数料の種類	手数料の種類
七 表百九十二の項から百九十四の項までに規定する手数料	1 申請に係る工事が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画事業によるものであるとき 十割 2 申請に係る工事が新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)に基づく事業によるものであるとき 十割 3 申請に係る工事が土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)に基づく事業によるものであるとき 十割 4 申請に係る工事が住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)に基づく事業によるものであるとき 十割 5 申請に係る工事が都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく事業によるものであるとき 十割 6 申請に係る工事が公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)に基づく事業によるものであるとき 十割 7 災害を受けた者が、自ら居住するため、必要な宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う場合において、災害の止んだ日から六月以内に申請するとき 知事が定める割合

解説

中間検査の手数料については、手数料条例で定められています。

また、減免規定も設けられており、減免対象は、許可申請手数料と同様の事業等が対象です。

※3.1.7許可申請手数料の減免を参照

第5章 許可・届出後の手続き

○中間検査手数料

面積区分	土地の形質変更 (宅地造成、特定盛土等)
500 m ² 以内	4,100
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	5,500
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	6,000
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	6,500
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	7,400
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	8,300
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	17,000
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	18,000
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	21,000
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	24,000
100,000 m ² 超	27,000

第5章 許可・届出後の手続き

5.5.5. 完了検査等

5.5.5.1. 完了検査(土地の形質変更(宅地造成、特定盛土等))

【法】

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

(完了検査等)

第三十六条 特定盛土等に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第三十一条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

【省令】

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了の検査の申請)

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

第四十一条 法第十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

【県細則】

(完了検査の手続)

第十六条 法第十七条第一項又は法第三十六条第一項の検査は、法第十二条第一項本文又は法第三十条第一項本文の許可に係る工事の区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに申請することができる。

解説

1 完了検査の申請

土地の形質変更(宅地造成、特定盛土等)の許可を受けた工事は、工事が完了した日から4日以内に、省令様式第9の完了検査申請書を許可権者に提出しなければならなりません。

申請後、日程調整を行い、完了検査を実施します。

2 検査済証の交付

検査に合格した場合には、検査済証(省令様式第10)が交付されます。

なお、完了検査を申請又は検査済証の交付前に「建築物(建築基準法において必要な建築確認を受けたもの)」の工事に着手することについて、完了検査に支障がない範囲内であれば、建築物の工事に着手することは可能です。

3 工区ごとの申請

許可に係る工事の区域を工区に分けたときは、中間検査も当該工区ごとに申請することができます。

※完了検査も、中間検査と同様に、現地立会によることを基本としていますが、現地立会が困難な場合には、必要な検査項目を満足することを前提に、書類又は写真の確認により行うことや、リアルタイムの映像データを用いた遠隔臨場により行うことも可能です。

第5章 許可・届出後の手続き

5.5.5.2. 完了確認(土石の堆積)

【法】

(完了検査等)

第十七条 1～3 (略)

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(完了検査等)

第三十六条 1～3 (略)

4 土石の堆積に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

【省令】

(確認の申請期間)

第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(確認の申請)

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

第四十四条 法第十七条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

解説

1 完了確認の申請

土石の堆積の許可を受けた工事は、工事が完了した日から4日以内に省令様式第11の確認申請書を許可権者に提出しなければなりません。申請後、日程調整を行い、完了確認を実施します。

※土石の堆積に係る許可期間は最大5年以内という考え方が示されています。必要な場合には、5年を超えない気管内で延長することを基本としています。

2 確認済証の交付

堆積されていた土石が除却されたと認められる場合、確認済証（省令様式第12）が交付されます。

※土石の堆積の完了確認は、堆積されていた全ての土石が除却されていることを確認するものであり、当該確認が適切に行えるものであれば現地確認は必ずしも必要ではありません。書類又は写真により確認することや、遠隔臨場により確認することも可能です。

5.5.5.3. その他 (写真撮影について)

工事が適正に施行されたかを確認するための資料とすることを目的とし、特に目視で確認できない箇所の施行状況、形状寸法、品質管理状況、工事中の災害等を記録するものとする。

1 撮影内容

(1) 許可申請時

イ 工事着手前の土地及び周辺の状況

(2) 定期報告

イ 工事現場の土地及び周辺の状況

ロ 次の工種の施行状況（報告日から3ヶ月以内に施行された時点）

- ・ 構造物の床掘り及び基礎工事の状況
- ・ 擁壁工の裏込めコンクリート工、透土工及び水抜き工の状況
- ・ 鉄筋コンクリート構造物の配筋の状況
- ・ 地盤改良工の状況
- ・ 盛土の段切りの状況
- ・ 盛土のおおむね30cm以内ごとの締め固め状況
- ・ 盛土内排水層、基盤排水層の施行状況
- ・ 暗渠管等の埋設される排水施設の敷設の状況

(3) 中間検査申請時

イ 工事現場の土地及び周辺の状況

ロ 特定工程（地盤面に設置する暗渠排水工）の施行状況

(4) 完了検査時

イ 工事完了後の土地及び周辺の状況

2 撮影方法

- (1) 写真は、設計図書に基づき、構造物の施工状況・出来形・品質等その実態が検査時において確認できるように撮影するものとする。
- (2) 写真の撮影にあたっては、箱尺・ポール又はスケール等を用いて構造物の形状・寸法・位置等が判別できようにするものとする。
- (3) 撮影した写真は、施工順序に従って整理し、撮影年月日・撮影地点その他必要な説明を付しておくものとする。